

沖縄県私立高等学校等学び直し支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（以下「高等学校等」という。）を中途退学した後再び県内の私立高等学校等（法第2条第1項第1号及び第5号に掲げるものをいう。以下同じ。）で学び直す者に対して、高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給期間経過後も卒業までの間、継続して教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、沖縄県私立高等学校等学び直し支援金（以下「学び直し支援金」という。）を支給することとし、その支給に関しては、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象及び交付額)

第2条 学び直し支援金の支給の対象となる者は、沖縄県私立高等学校等就学支援金の対象校に在学している者のうち、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者
- (3) 法第3条第2項第2号に該当する者
- (4) 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した者（就学支援金に係る新制度の対象者（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正後の法第5条に規定する就学支援金の受給権者であった者又は同法第3条第2項第3号に該当することにより就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（同号に該当することを予測し、就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。）をいう。）であつた者に限る。）
- (5) 高等学校等を退学したことがある者
- (6) 学び直し支援金の支給を受けた期間が通算して12月（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。第4項において「令」という。）第2条第1校第1号に規定する高等学校等定時制課程等にあつては24月）未満である者
- (7) 学び直し支援金を受給しようとする者が、生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める高等学校等（この号において「単位制高等学校等」という。）に入学した者である場合は、当該単位制高等学校等の卒業に必要な単位として当該単位制高等学校等から認定を受けた単位数、当該単位制高等学校等における就学支援金の支給対象単位数及び学び直し支援金の支給対象単位数の合計が74を越えていない者
- (8) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項第3号に規定する所得制限に該当しない者）

2 前項第3号の規定は、法第3条第2項第2号に該当しない者であつて、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者については適用しない。

3 学び直し支援金は、支給対象者がその初日において支給対象高等学校等に在学する月について、月を単位として支給されるものとし、その額は一月につき、支給対象高等学校等の授業料の月額に相当する額（その額が別表の支給限度額を超える場合にあっては、支給限度額）とする。

- 4 支給対象高等学校等が令第4条第1項に定める高等学校等である支給対象者であって、その保護者の収入の状況に照らして特に当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるものに対して支給される学び直し支援金に係る前項の規定の適用については、同項中「支給限度額」とあるのは、「支給限度額に加算額を加えた額」とする。

(受給資格の認定)

第3条 私立高等学校等の設置者（以下「設置者」という。）は、生徒から提出された学び直し支援金の受給資格認定申請書及び受給資格認定申請者一覧を知事が定める期日までに提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による受給資格認定申請書の提出があったときは、生徒の学び直し支援金受給資格を審査し、受給資格の認定又は不認定を決定した上、当該設置者に通知するものとする。
- 3 前項の通知を受けた設置者は、当該申請を行った生徒に対し、受給資格認定結果通知書により通知しなければならない。

(学び直し支援金の代理受領)

第4条 設置者は、前条の受給資格の認定を受けた者（以下「受給権者」という。）に代わって学び直し支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。

(保護者等の収入の状況に関する事項に係る届出)

第5条 設置者は、受給権者から提出された収入状況届出書及び収入状況届出者一覧について、知事が定める期日までに提出しなければならない。

- 2 受給権者は、保護者等の収入の状況について変更があったときは、収入状況届出書を設置者を通じて速やかに知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、受給権者が、正当な理由なく収入状況届出書を提出しないときは、学び直し支援金の支払を一時差し止めることができる。
- 4 知事は、前項の規定による支払の一時差し止めを決定した場合は、その旨を当該設置者に通知するものとする。
- 5 前項の通知を受けた設置者は、受給権者に対し、一時差し止め通知により通知しなければならない。

(支給の停止)

第6条 受給権者は、休学により学び直し支援金の支給停止を希望する場合は、学び直し支援金支給停止申出書を設置者を通じて速やかに知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による学び直し支援金支給停止申出書の提出があったときは、学び直し支援金の支給停止を決定し、当該設置者に通知するものとする。
- 3 前項の通知を受けた設置者は、当該申請を行った生徒に対し、通知しなければならない。
- 4 受給権者が学び直し支援金支給停止申出書を提出した場合、当該申出の日の属する月の翌月（当該申出の日が月の初日である場合は当該月分）から、復学して支給再開を申し出た日の属する月まで学び直し支援金の支給は停止され、当該期間は支給期間に算入されない。

(支給の再開)

第7条 休学を終えて学び直し支援金の支給再開を希望する受給権者は、学び直し支援金支給再開申出書に収入状況届出書等を添付して設置者を通じて速やかに知事に提出しなければならない。(ただし、既に保護者等の課税証明書等を提出している場合には、支給再開申出書のみ提出すれば足りる)。

2 知事は、前項の規定による学び直し支援金支給再開申出書の提出があったときは、学び直し支援金の支給再開を決定し、当該設置者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた設置者は、当該申請を行った生徒に対し、通知しなければならない。

(受給資格の消滅)

第8条 設置者は、受給権者の受給資格が消滅したときは、受給資格消滅者一覧を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による受給資格消滅者一覧の提出を受けたときは、審査の上その結果を当該設置者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた設置者は、受給権者に対し、受給資格消滅通知により通知しなければならない。

(交付申請)

第9条 学び直し支援金の交付を受けようとする設置者は、知事に対し、交付申請書(様式1)に関係書類を添えて、知事が定める期日までに交付申請をしなければならない。

2 前項の交付申請は、受給権者の委任を受けて行うものとする。

(交付決定)

第10条 前条の申請があった場合に、知事は、その内容を書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により審査し、適当と認めるときは、学び直し支援金の交付を決定し、申請を行った設置者に対して通知するものとする。

2 前項の通知を受けた設置者は、受給権者に対し、支給決定(支給予定)通知書により通知しなければならない。

(変更交付申請)

第11条 設置者は、学び直し支援金の交付決定後において申請内容に変更が生じた場合には、変更交付申請書(様式2)により、知事に対し変更交付申請を行わなければならない。

(変更交付決定)

第12条 知事は、前条の申請があった場合は、その内容について書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により審査し、適当と認めるときは、学び直し支援金の交付内容の変更を決定し、申請を行った設置者に対して通知するものとする。

2 前項の通知を受けた設置者は、受給権者に対し、変更支給決定(支給予定)通知書により通知しなければならない。

(交付方法)

第 13 条 学び直し支援金は第 13 条の規定による額の確定後に交付するものとする。ただし、事業の円滑な遂行を図るため、知事が必要と認めるときは、第 8 条若しくは第 10 条に規定する交付決定通知後、概算払により交付することができる。

2 設置者は、前項の交付を受けようするとき、支払（概算払・精算払）請求書（様式 3）を知事が定める期日までに提出するものとする。

(実績報告)

第 14 条 設置者は、交付決定のあった年度の 3 月 31 日までに、実績報告書（様式 4）に関係書類を添えて提出しなければならない。

(額の確定)

第 15 条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、その内容について書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により審査し、交付決定した内容に適合するものであると認めるときは、学び直し支援金の額を確定し、設置者に対して通知するものとする。

2 前項の通知を受けた設置者は、受給権者に対し、支給実績通知書により支給額が確定されたことを通知しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 16 条 知事は、次に掲げる事由に該当すると認められる場合には、第 8 条若しくは第 10 条に規定する交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

(1) 設置者が、法令、本要綱、学び直し支援金の交付決定の内容、これに付した条件又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反したとき。

(2) 設置者が、学び直し支援金を目的以外の用途に使用したとき。

(3) 設置者が、学び直し支援金に関して不正、怠慢、虚偽その他不適當な行為を行ったとき。

(4) 交付決定後生じた事情の変更等により、学び直し支援金の全部又は一部が必要でなくなったとき。

2 知事は、前項の取消し又は変更を行った場合には、交付した学び直し支援金のうち当該取消し又は変更に係る部分の全部又は一部に相当する金額について、期限を定めたうえで返還を命ずるものとする。

3 知事は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの事由に該当することを理由として交付決定を取消し又は変更し、前項の規定による学び直し支援金の返還を命ずる場合には、設置者に対し、当該命令に係る学び直し支援金を設置者が受領した日から納付する日までの期間に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(書類の保存等)

第 17 条 学び直し支援金の交付を受けた設置者は、学び直し支援金に関する書類を備え、その証拠書類を整備して、支給完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

(報告等)

第 18 条 知事は、必要があると認めるときは、設置者に学び直し支援金に関する報告を求め、若しくは指示し、又は職員に帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 8 月 15 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 6 月 1 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 9 月 23 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

令和 2 年 4 月 1 日以前から学び直し支援金の受給資格の認定を受けている者については、第 2 条第 1 項第 6 号及び第 7 号の規定は、令和 2 年 7 月 1 日から適用する。

(別表)

		公立		私立	
		定額授業料の場合	単位制授業料の場合	定額授業料の場合	単位制授業料の場合
高等学校 全日制	支給限度額	9,900 円/ 月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで	9,900 円/ 月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで
	加算額	—	—	14,850 円/ 月	7,218 円/単位
高等学校 定時制	支給限度額	2,700 円/ 月	1,740 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで	9,900 円/ 月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで
	加算額	—	—	14,850 円/ 月	7,218 円/単位
高等学校 通信制	支給限度額	520 円/月	336 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで	9,900 円/ 月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで
	加算額	—	—	14,850 円/ 月	7,218 円/単位
中等教育学校 後期課程	支給限度額	9,900 円/ 月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで	9,900 円/ 月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで
	加算額	—	—	14,850 円/ 月	7,218 円/単位
特別支援学校 高等部	支給限度額	400 円/月	—	9,900 円/ 月	—
	加算額	—	—	14,850 円/ 月	—

高等専門学校 (1～3学年)	支給限度額	9,900円/月	—	9,900円/月	—
	加算額	9,650円/月	—	14,850円/月	—
専修学校 高等課程・一般 課程 昼間学科	支給限度額	9,900円/月	4,812円/単位 ※通算74、年間30単位まで	9,900円/月	4,812円/単位 ※通算74、年間30単位まで
	加算額	14,850円/月	7,218円/単位	14,850円/月	7,218円/単位
専修学校 高等課程・一般 課程 夜間等学科	支給限度額	9,900円/月	4,812円/単位 ※通算74、年間30単位まで	9,900円/月	4,812円/単位 ※通算74、年間30単位まで
	加算額	14,850円/月	7,218円/単位	14,850円/月	7,218円/単位
専修学校 高等課程・一般 課程 通信制学科	支給限度額	9,900円/月	4,812円/単位 ※通算74、年間30単位まで	9,900円/月	4,812円/単位 ※通算74、年間30単位まで
	加算額	14,850円/月	7,218円/単位	14,850円/月	7,218円/単位
各種学校	支給限度額	9,900円/月	—	9,900円/月	—
	加算額	—	—	14,850円/月	—